

クリーンヒル宝満熱回収施設  
基幹的設備改良工事及び  
長期包括運営管理事業

長期包括運営管理業務委託契約書(案)

令和4年●月

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

## 長期包括運営管理業務委託契約書

- 1 事業名 クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業のうち長期包括運営管理事業
- 2 事業場所 福岡県筑紫野市大字原田1389番地
- 3 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- 4 契約金額 委託費は以下により構成される。  
(1) 委託費 = 固定費<sup>※1</sup> + 変動費<sup>※2</sup>  
(2) 上記委託費に係る消費税及び地方消費税  
※1 固定費の金額は、●円とする。  
※2 変動費 = ●円 (変動費単価) × 処理量 (t)  
ただし、固定費及び変動費については、長期包括運営管理業務委託契約書 別紙4の規定に基づいて改定する。  
なお、消費税法の改正により消費税率が改正された場合には、改正後における、上記(2)の消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率による。
- 5 契約保証金 長期包括運営管理業務委託契約書第6条に定めるとおりとする。

上記の事業契約について、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合を発注者とし、●を受託者として、両当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

委託者	住 所	筑紫野市大字原田1389番地	
	名 称	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	
	代表者	管 理 者 藤 田 陽 三	印

受託者	住 所	
	名 称	
	代表者	

## 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1条 (総 則) .....	1
第2条 (目 的) .....	1
第3条 (公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重) .....	1
第4条 (定 義) .....	1
第5条 (本事業の実施) .....	2
第6条 (契約履行の保証) .....	3
第7条 (関係法令の遵守) .....	3
第8条 (権利義務の譲渡等の禁止) .....	4
第9条 (委託者の承諾が必要な事項) .....	4
第10条 (一括委託の禁止等) .....	4
第11条 (要求水準書等の規定の適用) .....	4
第12条 (許認可等) .....	5
第13条 (指示等及び協議の書面主義その他) .....	5
第14条 (通貨及び端数処理) .....	5
第15条 (準拠法及び裁判管轄) .....	5
第2章 本業務の実施 .....	6
第1節 総則 .....	6
第16条 (業務の実施) .....	6
第17条 (費用負担) .....	6
第18条 (運転管理マニュアル) .....	6
第19条 (事業実施計画書) .....	7
第20条 (業務実施体制の組織化) .....	7
第21条 (総括責任者) .....	7
第22条 (貸与品) .....	8
第23条 (モニタリング) .....	8
第24条 (監視職員) .....	8
第25条 (臨機の措置) .....	9
第26条 (委託者の請求による要求水準書の変更) .....	9
第27条 (受託者の請求による要求水準書の変更) .....	10
第2節 業務の準備 .....	10
第28条 (人員の確保及び教育訓練等) .....	10
第29条 (業務の引き継ぎ) .....	11

第3章 運転管理業務.....	11
第30条 (業務の実施) .....	11
第31条 (運転計画書) .....	11
第32条 (処理対象物の受入等) .....	11
第33条 (処理不適物・処理困難物の取扱) .....	12
第34条 (処理対象物のごみ質の変動) .....	12
第35条 (計画溶融処理量) .....	13
第36条 (災害発生時等の受入れ) .....	13
第2節 受け入れた処理対象物の処理 .....	13
第37条 (スラグ・メタル・飛灰の貯留・保管) .....	13
第38条 (スラグ・メタル・飛灰の引取及び搬出等) .....	14
第39条 (飛灰の処理及び搬出) .....	14
第3節 その他 .....	14
第40条 (発電設備の運転) .....	14
第41条 (売電・買電等の協力) .....	14
第42条 (住民対応) .....	15
第43条 (見学等への対応協力) .....	15
第4章 維持管理業務等.....	15
第44条 (維持管理業務の実施) .....	15
第45条 (点検・補修・機器更新計画) .....	15
第46条 (点検・検査) .....	15
第47条 (補修・機器更新) .....	15
第48条 (環境・安全衛生業務、情報管理業務及びその他関連業務) .....	16
第49条 (作業環境保全基準項目の遵守) .....	16
第5章 受託者の業務報告.....	16
第50条 (業務の報告) .....	16
第6章 損害等の発生.....	16
第51条 (損害) .....	16
第7章 委託費の請求及び支払.....	17
第52条 (本業務に係る対価の支払) .....	17
第53条 (委託費の改定) .....	17
第54条 (委託費の減額) .....	17
第55条 (委託費の返還) .....	18

第 5 6 条 (委託費の精算) .....	18
第 8 章 契約の終了 .....	18
第 1 節 運営期間の満了 .....	18
第 5 7 条 (運営期間の終了) .....	18
第 5 8 条 (契約終了時の本施設の移管) .....	18
第 2 節 解除による契約の終了 .....	19
第 5 9 条 (受託者の債務不履行等による契約の解除) .....	19
第 6 0 条 (談合防止) .....	19
第 6 1 条 (反社会的勢力の排除) .....	20
第 6 2 条 (委託者の債務不履行による契約の解除) .....	21
第 6 3 条 (委託者の解除等) .....	21
第 6 4 条 (不可抗力又は法令変更による契約の解除) .....	21
第 6 5 条 (解除の効力) .....	21
第 6 6 条 (損害賠償等) .....	21
第 9 章 その他 .....	22
第 6 7 条 (不可抗力) .....	22
第 6 8 条 (不可抗力等による本施設の損傷) .....	23
第 6 9 条 (法令変更等) .....	23
第 7 0 条 (保 険) .....	23
第 7 1 条 (関係者の協議) .....	23
第 7 2 条 (公租公課の負担) .....	24
第 7 3 条 (秘密の保持) .....	24
第 7 4 条 (個人情報保護) .....	25
第 7 5 条 (著作権の帰属等) .....	25
第 7 6 条 (著作権等の利用) .....	25
第 7 7 条 (著作権等の譲渡禁止) .....	25
第 7 8 条 (著作権の侵害防止) .....	26
第 7 9 条 (産業財産権) .....	26
第 8 0 条 (遅延損害金) .....	26
第 8 1 条 (委託者の検査) .....	26
第 1 0 章 雑 則 .....	27
第 8 2 条 (委託者の支払い) .....	27
第 8 3 条 (契約図書構成等) .....	27
第 8 4 条 (基幹的設備改良工事の工事請負人との協力等) .....	27

第 8 5 条 (疑義についての協議) .....	28
別紙 1 モニタリングの方法と内容 .....	29
別紙 2 委託費の構成及び支払スケジュール .....	31
別紙 3 委託費の支払い手続 .....	33
別紙 4 委託費の改定 .....	34
別紙 5 要求水準未達に対する措置 .....	37
別紙 6 委託費の精算 .....	38
別紙 7 受託者が加入すべき保険 .....	39
別紙 8 個人情報取扱特記事項 .....	40

## 第1章 総則

(総則)

第1条 委託者筑紫野・小郡・基山清掃施設組合（以下「委託者」という。）及び受託者●（以下「受託者」という。）は、日本国の法令を遵守し、クリーンヒル宝満熱回収施設 基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業（以下「本事業」という。）に係る長期包括管理運営業務委託契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 この契約（第[83]条第2項各号に掲げる図書から構成される本事業のうち長期包括運営管理にかかる契約をいう。以下同じ。）は、委託者及び受託者が相互に協力し、本事業のうち本施設の長期包括運営管理業務委託を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第3条 委託者は、本事業が民間の技術及びノウハウを活用して基幹的設備改良工事と長期包括的な施設の運営管理を一体として発注することを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 受託者は、本事業が熱回収施設の設備改良及び運営管理を主な内容とする公共性の高い事業であること、及び基幹的設備改良工事と長期包括的な施設の運営管理にかかる業務を一体として実施するものであることを十分に理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(定義)

第4条 この契約において使用する用語の意義は、他の規定で定めるほか次のとおりとし、この契約に定義されていない用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「維持管理業務」とは、要求水準書の第3編第5章に規定された維持管理業務をいう。
- (2) 「委託費」とは、本業務の実施の対価としてこの契約に基づき委託者が受託者に支払う金額をいう。なお委託費の金額は消費税を含む金額とする。
- (3) 「運営開始日」とは、令和5年4月1日をいう。
- (4) 「運営期間」とは、運営開始日からこの契約が終了する日までの期間をいう。
- (5) 「運営準備期間」とは、この契約の締結日から運営開始日の前日までの期間をいう。
- (6) 「運転管理業務」とは、要求水準書の第3編第3章に規定された搬入管理業務及び同第4章に規定された運転管理業務をいう。
- (7) 「環境・安全衛生管理業務」とは、要求水準書の第3編第6章に規定された環境管理業務及び同第7章に規定された安全衛生管理業務をいう。

- (8) 「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
  - (9) 「受託者提案」とは、提案要領書に従って受託者が提出した提案書類一式及びこれに関する回答書、説明書等、並びに提案要領書に基づき実施されたプレゼンテーションの結果をいう。
  - (10) 「情報管理業務」とは、要求水準書の第3編第9章に規定された情報管理業務をいう。
  - (11) 「処理対象物」とは、要求水準書の表1-2-2に示される処理対象物をいう。
  - (12) 「処理不適物」とは、要求水準書の別紙3に記載される処理不適物をいう。
  - (13) 「処理困難物」とは、要求水準書の別紙3に記載される処理困難物をいう。
  - (14) 「成果物」とは、この契約又は委託者の要望に基づき、本事業に関し受託者が委託者に提出する書類、図面等の一切の資料をいう。
  - (15) 「その他関連業務等」とは、要求水準書の第3編第8章に規定された防災管理業務及び同第10章に規定されたその他関連業務をいう。
  - (16) 「提案要領書」とは、本事業の事業者募集のために委託者が令和●年●月●日付で公表したプロポーザル提案要領書及びこれに関する質問回答をいう。
  - (17) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、テロ行為その他委託者及び受託者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。なお、法令変更は不可抗力に含まれない。
  - (18) 「法令変更」とは、法令の制定、改正及び廃止等をいう。
  - (19) 「保守」とは、機器等の性能・機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れの除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
  - (20) 「補修」とは、劣化した部位・部材又は低下した機器の性能・機能を要求水準以上（実用上支障のない状態）まで回復させることをいう。
  - (21) 「本業務」とは、要求水準書に基づき受託者が実施すべき業務の一切をいう。
  - (22) 「要求水準」とは、この契約及び要求水準書等に規定された、受託者が実施すべき業務の水準及び仕様をいい、受託者の本業務の実施の内容又は結果が要求水準を満たさないことを「要求水準未達」という。
  - (23) 「要求水準書」とは、本事業に関し委託者が令和●年●月●日付で公表した要求水準書およびこれに関する質問回答をいう。なお、この契約締結後の変更を含む。
  - (24) 「要求水準書等」とは、提案要領書、要求水準書及び受託者提案をいう。
- 2 この契約書で要求水準書の別紙の引用は、要求水準書の長期包括運営管理事業に係る添付資料の別紙を意味する。

(本事業の実施)

第5条 受託者は、この契約及び要求水準書等に従い、自己の責任及び費用において本業務を行うものとする。

2 受託者は、この契約の履行のために資金調達が必要な場合は、自己の責任及び費用に

においてこれを行うものとする。

(契約履行の保証)

第6条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる利付国債又は委託者が确实と認める公社債等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証は、運営期間中に係るものとする。運営期間中の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、各事業年度について受託者の本業務の履行に対する委託費総額（変動費は計画溶融処理量により算出する。）の100分の10以上としなければならない。なお、運営期間中に係る保証については、運営開始日までに保証を付すものとし、また、その保証期間は運営期間とするものとする。ただし、第3号から第5号に掲げる保証は、当初は運営期間に満たない保証とし、運営期間中にこれを更新し又は同種の新たな保証を付す方法により運営期間中の保証を満たすこともできるものとする。

3 第1項の規定により受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 第1項の規定により、受託者が同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において受託者が付す履行保証保険の被保険者は、委託者とする。

5 委託費の変更（ただし、軽微な変更で運営期間内に行われるものを除く。）があった場合には、保証の額が各事業年度について受託者の本業務の履行に対する変更後の委託費総額の100分の10に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。

(関係法令の遵守)

第7条 受託者は、この契約を履行するに当たり、要求水準書記載の関係法令、指針、要綱等を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は、委託者の事前の承諾がある場合又は次条による場合を除き、この契約上の地位又はこの契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

(委託者の承諾が必要な事項)

第9条 受託者は、委託者に対する委託費請求権その他この契約に基づき又は本事業に関し委託者に対して有することとなる一切の金銭債権について、受託者に資金を提供する金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権又は担保権の設定その他の処分を行うときは、あらかじめその具体的内容を明らかにし、事前に当該処分に係る契約書案を委託者に提出した上で、その承諾を得なければならない。

2 委託者は前項の承諾を与える場合は、次の条件を付することができる。

- (1) 委託者は、この契約に基づき委託費について減額ができること及びその他委託費の支払を受託者に対し拒否できることを、受託者に資金を提供するすべての金融機関その他の第三者に対しても主張できること。
- (2) 委託者が受託者に対してこの契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合は、当該請求権相当額を委託費から控除できること。
- (3) 委託者の承諾を受けて担保権等を設定した者は、委託者があらかじめ承諾する場合を除き、当該担保権等の譲渡その他の処分はできないこと。
- (4) その他委託者が必要と認める事項

(一括委託の禁止等)

第10条 受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、法令に反しない範囲内に限り、第三者に委託することができる。

2 受託者が、再委託を行う場合においては、当該委託又は再委託を受けた者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害が生じたときは、受託者の責に帰すべき事由とみなす。

3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(要求水準書等の規定の適用)

第11条 受託者は、この契約の規定に定めるもののほか要求水準書等に従って本業務を実施するものとする。

2 この契約、要求水準書、提案要領書及び事業者提案の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、第[83]条第2項の定めるところによる。

(許認可等)

- 第12条 受託者は、この契約を履行するために必要となる許認可の取得、届出等を、自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、法令上、委託者が申請、届出等をするべきものについては、委託者が行うものとする。
- 2 受託者は、前項の許認可等の申請、届出等を行うに際しては、委託者に対し書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
  - 3 委託者は、受託者が第1項の規定により許認可等の取得、届出等を行うに際して必要な資料の提出その他協力を行うものとする。
  - 4 受託者は、委託者が第1項ただし書の規定により行う許認可等の取得、届出等に必要な資料の作成、提出及びこれらに係るその他の事務に協力する。

(指示等及び協議の書面主義その他)

- 第13条 この契約に関する委託者と受託者間の指示、請求、通知、申出、報告、確認、承諾及び解除(次項で「指示等」という。)は、この契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
  - 4 この契約の履行に関し、委託者と受託者間で用いる言語は、日本語とする。
  - 5 この契約の履行に関し、委託者と受託者間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。
  - 6 この契約における期間の定めについては、この契約に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

(通貨及び端数処理)

- 第14条 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 2 この契約に基づく金銭債務の額は、1円を最低額として算定するものとし、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第15条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、委託者及び受託者は、同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

## 第2章 本業務の実施

### 第1節 総則

#### (業務の実施)

- 第16条 受託者は、本業務を、運営期間中に亘って、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 2 受託者は、本施設において本業務を実施しなければならない。
  - 3 本業務の範囲は要求水準書に定めるとおりとし、具体的な委託者と受託者の業務分担は、要求水準書の別紙1に示すとおりとする。

#### (費用負担)

- 第17条 受託者は、特にこの契約又は要求水準書で委託者が負担すると規定されるものを除き、本業務の実施に必要な費用を全て負担しなければならない。また、受託者は適正なコスト管理を行い、本業務の実施に要する費用を可能な限り削減するよう努めなければならない。
- 2 本業務の実施に必要なガス、通信システム等は、受託者が自己の名義においてそれらのサービスの提供者と受給契約を締結しなければならない。
  - 3 本施設において使用する電気の使用量に基づく従量料金については、委託者が一括管理するものとする。ただし、別紙2の(3)に記載のとおり、受託者の運転上のトラブル発生等によりデマンドオーバーとなった場合は、受託者の費用負担とする。

#### (運転管理マニュアル)

- 第18条 受託者は本業務の開始前に、要求水準書に従って、次条の事業実施計画を構成する図書である運転管理マニュアルを作成のうえ、委託者に提出し、委託者の承諾を受けなければならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾を受けた運転管理マニュアルの最新版により、本業務を行わなければならない。
  - 3 受託者は、本施設の運転状況に応じて委託者と協議を行った上で運転管理マニュアルの改善を随時行い、常に最新版を保管し、改善の都度、変更された部分を委託者に提出して、変更部分について委託者の承諾を受けなければならない。
  - 4 受託者は、単に運転管理マニュアルに従ったことのみをもって、要求水準未達その他

のこの契約の債務不履行の責任を免れることはできない。

(事業実施計画書)

- 第19条 受託者は本業務の開始前に、要求水準書に従って事業実施計画書を作成のうえ、委託者に提出し、委託者の承諾を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受けた事業実施計画書により、毎事業年度の本業務を実施するものとする。
  - 4 受託者は、第1項の規定により委託者の承諾を受けた事業実施計画書について、本業務の内容の変更等に応じて随時見直すことができる。
  - 5 前項の規定による見直しにより事業実施計画書を変更したときは、変更内容について委託者の承諾を受けなければならない。なお、以下の規定で事業実施計画書というときは、その最新版を意味するものとする。
  - 6 受託者は、本業務がこの契約及び要求水準書等並びに事業実施計画書に適合している限りにおいて、自己の責任及び費用において人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
  - 7 受託者は、単に事業実施計画書に従ったことのみをもって、要求水準未達の責任を免れることはできない。

(業務実施体制の組織化)

- 第20条 受託者は、要求水準書等に従い、本業務を実施するための体制を組織し、人員を配置しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により組織した体制を示す業務実施体制表を作成し、事業実施計画書の構成図書として委託者の承諾を受けなければならない。
  - 3 受託者は、必要に応じて組織体制表の改定版を作成し、再度委託者の確認を受けなければならない。
  - 4 受託者は、前項の規定により委託者の確認を受け組織体制を変更する場合は、事前に変更内容について委託者の承諾を受けなければならない。

(総括責任者)

- 第21条 受託者は、本事業にかかる組織の代表として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する総括責任者を置き、委託者に業務分掌を提出し、委託者の確認を受けるものとする。
- 2 総括責任者は、委託費の変更及び運営期間の変更を除き、この契約に関する一切の権限を有するものとする。

(貸与品)

第22条 委託者は、要求水準書の別紙6に定める貸与品（以下「貸与品」と総称する。）を受託者に無償で貸与する。

- 2 受託者は、貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品の引渡しを受けた後、当該貸与品に不具合等があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から前項の通知を受けた場合は、その取扱いを受託者と協議し、必要な措置を執るものとする。
- 5 受託者は、貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、貸与品を破損したときは、速やかにこれを補修し、当該破損により委託者に損害が生じたときは、これを賠償するものとする。
- 6 受託者は、本業務の終了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品を速やかに委託者に返還しなければならない。

(モニタリング)

第23条 委託者は、受託者の本業務の実施状況及び実施の結果を監視するため、別紙[1]に定める内容のモニタリングを行う。

- 2 受託者は前項による委託者のモニタリングに協力しなければならない。
- 3 委託者は、モニタリングにより要求水準未達を確認したときは、別紙[5]の規定による措置を執るものとし、受託者は委託者の執った措置に従うものとする。

(監視職員)

第24条 委託者は、本業務を監視するとともに、受託者との連絡及び交渉に当たらせるため、監視職員を置くものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により監視職員を置いたときは、監視職員の職及び氏名を受託者に通知しなければならない。監視職員を変更したときも同様とする。
- 3 監視職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監視職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 前条に基づく受託者の本業務実施のモニタリング
  - (2) 本業務を実施させるための総括責任者（第[21]条の総括責任者をいう。）に対する業務に関する指示
  - (3) この契約の内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答
  - (4) この契約の履行に関する受託者又は総括責任者との協議
- 4 前項の規定による監視職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。

- 5 この契約に定める書面の提出及び受領は、特に定めがある場合を除き、監視職員を経由して行うものとする。
- 6 委託者は、2名以上の監視職員を置き、第3項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監視職員の有する権限の内容を、この契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者又は監視職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受託者は、その執った措置の内容を委託者又は監視職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者又は監視職員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(委託者の請求による要求水準書の変更)

第26条 委託者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更の内容及び変更の理由を受託者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、委託者に対して次に掲げる事項を通知し、委託者と協議を行わなければならない。
  - (1) 要求水準書の変更が本業務に及ぼす影響
  - (2) 要求水準書の変更に伴う事業実施計画書の変更の有無
  - (3) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無
  - (4) 要求水準書の変更に対する意見
- 3 第1項の通知の日から14日以内に受託者から委託者に対して前項の規定による通知がなされない場合、又は前項の規定による通知の日から14日を経過しても同項の協議が整わない場合において、委託者は、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、受託者に通知することができる。この場合において、受託者に増加費用又は損害が発生したときは、委託者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受託者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認めるときは、理由を示して事業実施計画書の変更を受託者に指示することができる。

(受託者の請求による要求水準書の変更)

第27条 受託者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を委託者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
  - (2) 要求水準書の変更の理由
  - (3) 要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無
  - (4) 要求水準書の変更に伴い事業実施計画書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 委託者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受託者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受託者と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、委託者は、要求水準書の変更について定め、受託者に通知する。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認めるときは、理由を示して事業実施計画書の変更を受託者に指示することができる。
- 5 要求水準書の変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認めるときは、委託料の変更について受託者と協議し、これを変更するものとする。
- 6 受託者は、新たな技術の導入等により本業務の履行に係る費用の減少が可能である場合は、委託者に対し積極的にその提案を行うものとする。

## 第2節 業務の準備

(人員の確保及び教育訓練等)

第28条 受託者は、本業務の実施のため、必要な人員を自己の責任及び費用において確保するものとし、事業期間中においても教育訓練を行わなければならない。また、保守点検等の作業実施にあたっては、労働安全衛生諸法令等を遵守し、安全対策及び危険防止に万全の処置を講じなければならない。

- 2 受託者は、この契約締結後速やかに学習計画書を作成し、委託者に提出して、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、運営準備期間中において、前項の学習計画書に基づき、本業務の実施に従事する者（以下「従事職員」という。）の教育訓練を実施しなければならない。
- 4 受託者は、あらかじめ運転教育計画書を作成し、同計画書に基づき運営準備期間中に従事職員に対し必要な運転教育を行うものとする。
- 5 受託者は、受託業務の実施に法的資格等を有する者が必要な場合は、自己の責任及び費用においてこれを確保しなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に従事する者の名簿を作成して、委託者に提出しなければならない。

らない。

- 7 受託者は、従事職員に変更があったときは、速やかに従事職員名簿を改訂し、委託者に提出しなければならない。

(業務の引き継ぎ)

第29条 受託者は、委託者及び現受託者等から本施設の運転等の引き継ぎを受けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、現受託者と受託者が同じ者であるときは、必要な範囲で業務の引き継ぎを行えば足りるものとする。

### 第3章 運転管理業務

#### 第1節 処理対象物の搬入

(業務の実施)

第30条 受託者は、運営期間中、この契約、要求水準書等及び事業実施計画書に基づき運転管理業務を実施し、本施設において処理対象物の処理を行わなければならない。

(運転計画書)

第31条 受託者は、要求水準書に従って年間運転計画を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項に従い委託者に提出した年間運転計画に基づき、月間運転計画を毎月作成し、委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、前2項に従い委託者に提出した年間運転計画及び月間運転計画に従い、毎月の運転管理業務を実施するものとする。
- 4 受託者は、委託者に提出した年間運転計画又は月間運転計画を変更しようとするときは、あらかじめ委託者と協議を行い、協議の結果に基づいて変更を行うものとする。

(処理対象物の受入等)

第32条 委託者は、自己の責任及び費用において、処理対象物のうち委託者が搬入するものを、予め指定した場所に搬入するものとする。

- 2 受託者は、処理対象物のうち委託者以外の者が搬入するものについては、本施設内の受託者により予め指定された場所でこれを受入れるものとする。
- 3 受託者は、本施設の受入設備において受入可能として提案した量（最大容量）の処理対象物を受入れなければならない。

- 4 受託者は、搬入される処理対象物が受入可能な量を超えるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(処理不適物・処理困難物の取扱)

第33条 受託者は、受入設備において目視検査等を行い、搬入される処理対象物の中に処理不適物・処理困難物がないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 受託者は、搬入された処理対象物に処理不適物・処理困難物が確認された場合は、処理不適物・処理困難物を排除しなければならない。
- 3 委託者は、管内の住民及び処理対象物の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物・処理困難物の混入を未然に防止するように努めるものとする。
- 4 受託者は、第2項の規定により排除した処理不適物を、搬入者に持ち帰らせるよう努めなければならない。ただし、搬入者が特定できない場合は、要求水準書に従い、委託者の指定する場所において適正に保管し、委託者が指定する委託業者等に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、第2項の規定により排除した処理困難物を、委託者の指示に従い一時保管するものとする。
- 6 受託者は、処理不適物・処理困難物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、本業務の実施に支障が生じた場合は、自己の費用及び責任において復旧しなければならない。ただし、処理不適物・処理困難物の混入がやむを得ないものと委託者が認める場合において、処理不適物・処理困難物の混入により本施設に故障・事故等が生じ、当該故障・事故等が本事業の継続に重大な影響を与えるときは、委託者と受託者が協議して、当該故障・事故等の復旧費用に係る委託者及び受託者の負担割合及びその支払方法を定めることができる。
- 7 この契約において、処理不適物及び処理困難物とは、要求水準書の別紙3に規定されたものとする。ただし、当該別紙に規定されたもの以外であっても、受託者が本施設での処理が困難又は不相当である旨の申立てを行い、委託者がこれを承諾したものについては、処理不適物又は処理困難物に含まれるものとする。

(処理対象物のごみ質の変動)

第34条 本施設に搬入される処理対象物のごみ質が、要求水準書記載の計画ごみ質の範囲から逸脱し、それに起因して受託者に追加的費用が発生した場合であって、受託者の説明により、委託者が当該原因が処理対象物のごみ質が要求水準書記載の計画ごみ質の範囲から逸脱したことを認める場合は、その追加的費用の負担は協議を行うものとする。ただし、本施設に搬入される処理対象物の年間平均ごみ熱量が、要求水準書記載の計画ごみ質組成の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物のごみ質の変動を原因とする委託費の見直しその他費用の負担を請求することはできない。また、低位発熱

量以外のごみ質条件として、成分及び元素分析値が変動し、明らかに長期的なユーティリティ使用量に影響を及ぼすと考えられる場合は、別途協議を行うものとする。

- 2 受託者は、前項に規定する追加的費用が発生した場合は、委託者に対して費用負担に関する協議を申し立てることができる。
- 3 委託者は、前項の規定により受託者から協議の申立てを受けた場合は、これに応じるものとする。
- 4 委託者は、将来のごみの減量化計画、ごみの分別収集計画、ごみの収集計画等によって、処理対象物のごみ質の変化が予想される場合は、事前に受託者との間で運転維持管理計画書の見直し及び委託費の算定方法の変更等の必要性について協議を行うものとする。

(計画溶融処理量)

第35条 本施設に搬入される処理対象物の計画溶融処理量は要求水準書の表 3-4-1 に示すとおりとする。

- 2 前条第1項の場合を除き、本施設に搬入される処理対象物の年間の量が前項の計画溶融処理量と著しく異なり、かかる状況が長期間にわたり継続すると見込まれるときは、委託者及び受託者は、相手方に対し要求水準書、事業実施計画書及び委託料の変更についての協議を請求するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、相手方から前項の請求を受けたときは、誠実に対応するものとし、協議が調ったときは、必要な契約変更、要求水準書の変更等の手続を行う。

(災害発生時等の受入れ)

第36条 災害その他不測の事態により要求水準書に示される計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、委託者がその処理を実施しようとする場合、受託者はその処理・処分に協力するものとする。

- 2 前項の場合、廃棄物の処理・処分に伴う費用等については、委託者と受託者の協議により、別途定めるものとする。

## 第2節 受け入れた処理対象物の処理

(スラグ・メタル・飛灰の貯留・保管)

第37条 受託者は、受け入れた処理対象物をこの契約、要求水準書等及び事業実施計画書に従い処理し、当該処理によって発生するスラグ、メタル及び飛灰を、それぞれ別々の貯留設備に貯留・保管しなければならない。

(スラグ・メタル・飛灰の引取及び搬出等)

- 第38条 受託者は、貯留設備において保管したスラグを、有効利用のために必要な検査を行った上で、有償にて引き取らなければならない。引き取りの金額は別紙[2]に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定により得られた引取代金は、委託者の収入とする。
  - 3 受託者は、貯留設備において保管したメタルについて、委託者が指定する搬出車両への積み込みを行う。
  - 4 前項のメタルについて、委託業者に支払う搬出費及び処分費は、委託者が負担する。

(飛灰の処理及び搬出)

- 第39条 受託者は、発生した飛灰につき、[要求水準書／事業実施計画書]に従って処理をしなければならない。
- 2 受託者は、貯留設備において保管した飛灰について、委託者が指定する搬出車両への積み込みを行う。
  - 3 前項の飛灰について、委託業者に支払う搬出費及び処分費は、委託者が負担するものとする。ただし、補修・整備等で生じた飛灰の搬出費及び処分費は、受託者の負担とする。

### 第3節 その他

(発電設備の運転)

- 第40条 受託者は、この契約、要求水準書等、及び事業実施計画書に従い、本施設の発電設備の運転を行わなければならない。
- 2 発電設備の運転により得られる電力は、委託者が一括管理するものとする。売電により得られた収入は全て委託者に帰属する。

(売電・買電等の協力)

- 第41条 受託者は、余剰電力の安定供給に努めるものとし、委託者が電力事業者に余剰電力を売電し及び電力を購入するにあたり、事務手続き等の必要な協力を行うものとする。
- 2 受託者は、不可抗力の場合を除き、余剰電力が当初予定していた供給計画と著しく乖離する事態が生じるおそれがある場合又は生じた場合、もしくは、購入電力が購入計画と著しく乖離する事態が生じるおそれがある場合又は生じた場合、委託者に対し、速やかに通知するものとする。また、乖離した原因について報告するものとする。

(住民対応)

第42条 受託者は、本施設の運営管理について住民等から意見を受けたときは、初期の対応を適切に行い、速やかに委託者に報告し、その後の対応を委託者に引き継ぐものとする。

2 住民等の意見等があり、委託者が受託者に指示したときは、受託者は必要な措置を講じなければならない。

(見学等への対応協力)

第43条 受託者は、委託者が行う本施設への見学及び視察等について、要求水準書に従い自己の費用でこれに協力しなければならない。

## 第4章 維持管理業務等

(維持管理業務の実施)

第44条 受託者は、この契約、要求水準書等及び事業実施計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。

2 受託者は、要求水準書に規定された維持管理業務のほか、本施設を適切に管理するために必要な業務を、自己の責任及び費用において実施しなければならない。

(点検・補修・機器更新計画)

第45条 受託者は、要求水準書に従い、事業実施計画書を構成する図書として点検・補修・更新計画を毎年度策定し、委託者の承諾を得るものとする。

2 前項の点検・補修・更新計画は要求水準書に従い毎事業年度更新し、委託者に提出して承諾を得なければならない。

(点検・検査)

第46条 受託者は要求水準書に従い、事業実施計画書を構成する図書として毎事業年度の点検・検査実施計画を策定し、委託者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、点検・検査実施計画に基づき点検・検査計画書（毎事業年度のもの及び運営期間を通じたもの）を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、前条第1項の点検・検査実施計画に従い本施設の点検・検査を実施する。

(補修・機器更新)

第47条 受託者は、要求水準書に従い、各事業年度の補修・機器更新実施計画を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、補修又は機器更新を行うにあたり、事前に補修工事施工計画書又は機器更新工事施工計画書を委託者に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項により委託者の承諾を受けた計画書に従い補修又は更新を実施する。
- 4 受託者は、計画書に基づく補修又は機器更新の作業が終了したときは、当該計画書に従って当該設備の性能を確認し、委託者に補修・機器更新結果報告書を提出しなければならない。
- 5 補修等で発生した残渣の搬出費及び処分費は、受託者の負担とする。

(環境・安全衛生業務、情報管理業務及びその他関連業務)

第48条 受託者は、この契約、要求水準書等及び事業実施計画書に従い、環境・安全衛生業務、情報管理業務及びその他関連業務等を実施する。

(作業環境保全基準項目の遵守)

第49条 受託者は、運営期間中、自己の責任及び費用において、事業実施計画書の構成図書である環境管理業務実施計画書に従い、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託して、本施設に係る作業環境保全基準項目の測定等を実施するものとし、その結果を、要求水準書に従って委託者に報告しなければならない。

- 2 前項の測定の結果、作業環境保全基準を逸脱する結果が得られた場合は、受託者は、直ちに委託者と協議を行い、自己の責任及び費用において十分な環境保全対策を速やかに実施しなければならない。

## 第5章 受託者の業務報告

(業務の報告)

第50条 受託者は、要求水準書の第3編第9章に定めるところに従い、本業務の実施に係る報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、運営期間を通じ各月の業務実施にかかる月次報告書を作成し、各月の末日から7日以内に委託者に提出しなければならない。
- 3 月次報告書の記載事項は委託者と受託者が協議により定める。

## 第6章 損害等の発生

(損害)

第51条 受託者は、本業務の実施に伴い、委託者又は第三者に損害が発生した場合は、

その損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたもの、又は不可抗力により発生した損害、又は受託者に帰責事由がない場合は、この限りでない。なお、責任の所在、賠償の範囲、賠償の方法については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 第7章 委託費の請求及び支払

(本業務に係る対価の支払)

第52条 委託者は、受託者の実施する本業務に関し、第[23]条の規定に基づき委託者が実施したモニタリングにより、当該業務の実施状況を確認の上、次項に従い、委託費を別紙[2]に定める構成及び別紙[3]に規定する支払い手続により、受託者に支払うものとする。

2 受託者は、別紙[3]の定めるところに従い、月次報告書により委託者の業務確認を受けたうえで、委託者に請求書を提出するものとする。委託者は、請求書の提出を受けた日から30日以内に請求に係る委託費を支払う。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により別紙[3]の期限までの期間内に業務確認をしないときは、その期限を経過した日から確認の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(委託費の改定)

第53条 前条の規定にかかわらず、委託費の支払額は、別紙[4]の規定に従って改定するものとする。

(委託費の減額)

第54条 第[52]条の規定にかかわらず、委託者は、第[50]条の規定による業務報告の結果、又は第[23]条の規定によるモニタリングの結果、受託者が実施した業務について、業務の内容又は結果が要求水準未達に至ったことを認め、受託者に是正勧告を行った後、業務改善のための猶予期間中に是正勧告の対象となる業務の改善が行われない場合は、別紙[5]に規定する手続に基づいて委託費を減額するものとする。

2 別紙[5]に規定する委託費から減額する額を損害賠償の額の予定と解してはならない。

3 委託者は、受託者の要求水準未達その他この契約の債務不履行により損害を受けたときは、別紙[5]に規定する委託費の減額とは別に、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(委託費の返還)

第55条 受託者は、この契約及び要求水準書に従って委託者に提出した報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合は、当該虚偽記載がなければ委託者が減額し得た委託費に相当する額に、当該委託費を受領した日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第8条第1項に定める率（返還の日に適用あるもの。）を用いて計算した利息を加えて委託者に返還しなければならない。

(委託費の精算)

第56条 第[52]条の規定にかかわらず、委託者は、第[50]条の規定による業務報告の結果、又は第[23]条の規定によるモニタリングの結果、受託者が実施した本業務について、要求水準を満たしていると認めた場合であって、この契約、要求水準書等及び事業実施計画書に規定された業務の一部が省略され、実際に実施されなかったと認める場合は、別紙[6]に定めるところに従って委託費を精算するものとする。

## 第8章 契約の終了

### 第1節 運営期間の満了

(運営期間の終了)

第57条 この契約は、令和10年3月31日をもって終了する。

- 2 受託者は、運営期間終了に際し、要求水準書に定めるところに従い本業務の引き継ぎを行わなければならない。
- 3 受託者は、維持管理業務の結果に基づき、運営期間終了までに事業実施計画書の見直しを行うものとする。

(契約終了時の本施設の移管)

第58条 この契約が終了した場合は、受託者は、その理由の如何を問わず、受託者が所有し、又は管理する本施設内の物件を自己の費用において直ちに撤去しなければならない。

- 2 受託者は、第1項に定めるものの他、要求水準書に「長期包括運営管理事業終了時の引渡条件」として定められた状態で、本施設を委託者に移管する。
- 3 委託者は、運営期間終了時に本施設の確認を行い、本施設が前2項に定める状態を満たしていないと認めるときは、補修等の措置を受託者に指示することができる。

## 第2節 解除による契約の終了

(受託者の債務不履行等による契約の解除)

第59条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 受託者の責に帰すべき事由又は組織、事業若しくは財政状況の重大な変化により、本事業の実施若しくは継続が不能となった又はそのおそれがあると委託者が判断したとき。
  - (3) 受託者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始その他これらに類する法的手続について、受託者の取締役会でその申立て等を決議したとき若しくはその申立て等がされたとき、又は受託者が支払不能若しくは支払停止となったとき。
  - (4) 受託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (5) 第[62]条各項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (6) 同一の事項に関し受託者が是正勧告を[2]回受け、改善がなされないとき。
  - (7) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
  - (8) 委託者の承諾を得ず、又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、委託費債権を譲渡したとき。
- 2 委託者は、受託者が本事業を自発的に放棄したと認められるとき、30日以上前に受託者に対して書面による通知をすることによりこの契約を解除することができる。
- 3 委託者は、受託者の責に帰すべき事由により、受託者がこの契約に基づく受託者の義務を履行しない場合（前2項に掲げる場合を除く。）は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治癒するのに合理的に必要な期間を設けて催告を行った上で、この契約を解除することができる。

(談合防止)

第60条 委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反する行為(受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除することができるときにおいては、この契約を解除するか否かを問わず、運営期間中の委託費総額(変動費は計画溶融処理量で算出)の 10 分の 2 に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### (反社会的勢力の排除)

第 6 1 条 委託者は、関係行政機関からの通知に基づき、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関

係を有しているとき。

(委託者の債務不履行による契約の解除)

第62条 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、本事業の実施又は継続が不能となった場合は、委託者に対して催告することなくこの契約を解除することができる。

2 受託者は、委託者がこの契約に基づいて履行すべき支払債務について、支払期限を過ぎて30日以内に履行しない場合は、60日の期間を設けて催告を行った上で、この契約を解除することができる。

3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、委託者がこの契約に基づく委託者の義務を履行しない場合（前2項に掲げる場合を除く。）は、30日以上60日以下の期間を設けて催告を行った上で、この契約を解除することができる。

(委託者の解除等)

第63条 委託者は、運営開始日から第[57]条に規定する契約期間の満了前に本事業又は本業務を終了させる必要があると判断した場合は、受託者に対してその旨の通知を行い、この契約を解除することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約の解除)

第64条 委託者は、不可抗力若しくはこの契約の締結後における法令変更により、委託者が本事業の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、受託者と本事業の継続の是非について協議するものとする。

2 委託者は、前項に定める場合、協議において本事業の継続を希望したか否かにかかわらず、又は受託者が委託者の本事業継続の意思に対応したか否かにかかわらず、この契約を解除することができる。

(解除の効力)

第65条 第[59]条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合は、この契約は将来に向かって終了するものとする。

2 前項の場合において、委託者は、委託費の残額があるときは、これを一括して受託者に支払うものとする。

3 受託者は、委託者がこの契約解除後も本施設において廃棄物の処理を継続する場合は、要求水準書に記載された方法により受託業務を終了し、業務の引き継ぎを行わなければならない。

(損害賠償等)

第66条 受託者は、第[59]条、第[60]条又は第[61]条の規定によりこの契約が解除され

た場合は、委託者に対して、解除の日が属する事業年度の本業務の履行の対価として支払われる委託費総額（変動費は計画溶融処理量により算出。）の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第[6]条の規定により委託者を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、委託者は、当該履行保証保険契約の保険金を受領しこれを違約金に充当するものとする。
- 3 受託者は、第[59]条、第[60]条又は第[61]条の規定に基づく解除に起因して委託者が被った損害額が第1項の違約金を上回るときは、その差額を委託者の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 委託者は、第[62]条又は第[63]条の規定によりこの契約が解除された場合は、当該解除に起因して受託者が被った損害額相当額を受託者に支払わなければならない。ただし、受託者に生じた合理的な範囲の直接かつ現実に生じた損害に限るものとする。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、本契約が第[59]条第1項第7号により解除されたものとみなし、第1項を適用する。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

## 第9章 その他

（不可抗力）

- 第67条 委託者又は受託者は、不可抗力によりこの契約を履行することができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めなければならない。
- 2 運営期間中に、不可抗力により委託者又は受託者がこの契約を履行することができなくなった場合若しくは本施設に重大な損害を生じた場合は、委託者及び受託者は、この契約の変更、追加的費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。
  - 3 前2項の規定に基づいて委託者に追加的費用の負担が生じた場合は、委託費の改定により賄うものとし、その詳細は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。
  - 4 委託者が第[64]条第2項に基づきこの契約を解除する場合で、かつ同条第1項に定める協議において委託者が本事業の継続を希望し、受託者が当該委託者の本事業の継続の意思に対応しなかったときは、当該委託者の解除により委託者及び受託者に生じたそれ

ぞれの追加的費用及び損害は、委託者及び受託者が各自負担し、相手方に対する追加的費用及び損害の補填等のための支払いは行わない。

(不可抗力等による本施設の損傷)

第68条 不可抗力又は本施設の設計・施工の不良に起因する故障により本施設に損傷が発生したときは、受託者は臨機の措置を執り、直ちに受託者に報告しなければならない。

- 2 前項の損傷にかかる補修その他必要な措置に要する費用は委託者が負担する。
- 3 委託者が本施設の基幹的設備改良工事の工事請負人に対して契約不適合の確認を行う際には、これに協力する。

(法令変更等)

第69条 受託者は、この契約の期間中に法令変更が行われた場合又は受託者の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本施設について、この契約、要求水準書等及び事業実施計画書に従った業務を行うことができなくなったとき、又はそのおそれが認められるときは、次の事項について作成する対応可否検討報告書により直ちに委託者に報告するものとする。

- (1) 受託者が受けることとなる影響
  - (2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細
  - (3) 許認可等の再取得等、適法状態に至るために必要な手続及び費用等
- 2 委託者は、前項の規定による報告に基づき、この契約の変更その他これに対応するための措置、追加的費用の負担及びその支払方法について、速やかに受託者と協議するものとする。
- 3 前2項の規定に基づいて委託者に追加的費用の負担が生じた場合は、委託費の改定により賄うものとし、その詳細は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

(保 険)

第70条 受託者は、別紙[7]に掲げる保険契約を、受託者の費用において同別紙に指定する期日までに締結し、又は保険契約者として記載された者に締結させ、同別紙に記載された付保の期間中これを維持しなければならない。

- 2 前項の保険契約に係る保険金の請求事務は、受託者が行うものとし、委託者は、これに協力するものとする。

(関係者の協議)

第71条 委託者及び受託者は、本施設の運営管理に関する事項につき必要に応じて協議を行うものとする。

- 2 前項の規定により行う協議に関する事項は、委託者と受託者で協議して定めるものと

する。また、委託者は、前項の協議に、本施設の基幹的設備改良工事の工事請負人を参加させることができる。

- 3 委託者は、前項の規定による協議が調わないとき、又は緊急の必要があるときは、臨機の措置をとることができる。
- 4 委託者が委託者、受託者及び隣接するリサイクルセンターの運転管理業務の受託者で構成する合同会議を主催するときは、受託者はこれに出席し、業務の状況等について報告し、必要な意見を述べなければならない。

#### (公租公課の負担)

第72条 この契約及び本業務の実施に関連して生じる公租公課は、この契約に特別の定めがある場合を除き、受託者の負担とする。

#### (秘密の保持)

第73条 委託者及び受託者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 委託者及び受託者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の場合に限り相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。

- (1) 第[71]条第4項の協議において開示が必要な場合及びその他本施設の基幹的設備改良工事の工事請負人及び隣接するリサイクルセンターの運転管理業務の受託者に開示する場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
- (3) 法令等に従い開示が要求される場合
- (4) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (5) 委託者と受託者につき守秘義務契約を締結した委託者のアドバイザー又は受託者と守秘義務契約を締結した委託者の下請企業に開示する場合

(6) 委託者が本施設の運営管理に関する業務を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第74条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別紙[8]に規定する個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(著作権の帰属等)

第75条 委託者が、本事業の事業者選定の公募型プロポーザルにおいて及びこの契約に基づき、受託者に対して提供した全ての情報、書面、図面等の著作権は、委託者に帰属する。ただし、図面等において、委託者が著作権を有しないものはこの限りではない。

(著作権等の利用)

第76条 委託者は、成果物及び本施設について、本施設の所有、運営、維持管理、広報等に必要範囲で、自己の裁量により利用する権利を有するものとし、その利用の権利は、この契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物及び本施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法に定めるところによる。

3 受託者は、委託者が情報公開等に対応可能なように、成果物等を利用できるようにしなければならない。

4 受託者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に受託者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第77条 委託者及び受託者は、自ら又は著作権者をして、自らが作成し又はこの契約に基づき相手方に対して提供した成果物及び本施設に関する著作物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第78条 委託者及び受託者は、自らが作成し又はこの契約に基づき相手方に対して提供した成果物及び本施設に関する著作物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを相手方に対して保証するものとする。

2 受託者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は受託者の費用において必要な措置を講ずるものとする。

(産業財産権)

第79条 受託者は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者が当該技術等の使用を指定した場合であって、受託者が当該産業財産権の存在を合理的に知り得なかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(遅延損害金)

第80条 受託者は、受託者がこの契約に基づき委託者に対して支払うべき金銭の支払を遅延した場合は、この契約に別段の定めがある場合を除き、未払い額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める率（支払日に適用あるもの。次項で同じ。）を用いて計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

2 委託者がこの契約に基づき受託者に対して支払うべき委託費その他の金銭の支払を遅延した場合は、この契約に別段の定めがある場合を除き、委託者は、未払い額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める率で計算した額の遅延損害金を受託者に支払うものとする。

(委託者の検査)

第81条 この契約に基づき委託者が実施する検査の方法及び内容等については、この契約に別段の定めがある場合を除き、事前に委託者がこれを定め、受託者に通知するものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託者が実施する検査に協力するものとし、委託者と受託者で協議の上、検査のために合理的に必要と認められた書類を作成して委託者に提出するものとする。

## 第10章 雑 則

(委託者の支払い)

第82条 委託者は、この契約に基づき受託者に金銭を支払うときは、受託者が委託者に対して支払うべき金銭債務の金額を控除して支払うことができる。

(契約図書の構成等)

第83条 委託者がこの契約の規定に基づき書類の受領、承諾、確認、通知若しくは立会いを行ったこと、説明若しくは報告を受けたこと又は検査を実施したことをもって、委託者が受託者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

2 この契約を構成する図書は次のとおりとし、記載の順にその適用が優先するものとする。但し、受託者提案又は事業実施計画書が要求水準書の内容より優れ、又はこれを上回るときは、当該優れ又は上回る範囲で事業実施計画書又は提案書が要求水準書に優先する。

- (1) この契約書及びこの契約書に付帯して締結される覚書等
- (2) 要求水準書及び提案要領書
- (3) 事業実施計画書
- (4) 受託者提案書

(基幹的設備改良工事の工事請負人との協力等)

第84条 受託者は、運営期間において委託者が本施設の基幹的設備改良工事の実施を工事請負事業者に請け負わせていることを十分に認識し、工事請負事業者の施工に配慮し、本施設の運営並びに基幹的設備改良工事の施工の双方が円滑に行われるよう、工事請負事業者と相互に協力し合わなければならない。

2 受託者は、工事請負事業者の故意又は過失その他本施設の基幹的設備改良工事にかかる要求水準の未達により損害が生じたときは、工事請負事業者に対して損害賠償を請求するものとし、委託者は、当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。

3 受託者は、故意又は過失その他要求水準書等が定める本業務の要求水準に反したことにより工事請負事業者に損害を生じさせたときは、委託者にその状況を報告のうえ、工事請負事業者に対して当該損害を賠償するものとし、委託者は、当該損害が自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合を除き、かかる損害については責任を負わない。

(疑義についての協議)

第85条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 モニタリングの方法と内容

委託者は、運営期間中において、以下の方法によりモニタリングを行う。

① 定期モニタリング

委託者は、受託者が提出する月次報告書及びその他の報告書に基づき、定期モニタリングを行う。なお、定期モニタリングの対象業務、項目、頻度等は、下表のとおりとする。

表 定期モニタリングの対象業務と項目

業務内容		モニタリング項目		頻度
全般	維持管理及び運営体制の組織化	1	勤務記録	1回/1月
	教育訓練	2	教育訓練結果	1回/1月
維持管理業務	点検（法定点検を含む）	3	保守点検（法定点検を含む）結果	1回/1月
	補修	4	補修結果	1回/1月
		5	設備の故障や損傷の発生の有無	1回/1月
運転管理業務	施設の運転	6	運転実績（稼働日数、稼働時間）	1回/1月
		7	処理対象物の処理実績（処理量）	1回/1月
		8	用役使用量の実績（燃料、薬品等）	1回/1月
	ごみの計量・監視	9	処理困難物の混入実績	1回/1月
	非常時の対応	10	非常時の対応結果	その都度

② 常時モニタリング

委託者は、受託者の行う運転管理業務につき、常時モニタリングを行う。常時モニタリングの対象業務、項目等は、次表のとおりとする。

表 常時モニタリングの対象業務と項目

業務内容		モニタリング項目	
運転管理業務	施設の運転	11	施設稼働状況
		12	環境保全基準項目

③ 随時モニタリング

委託者は、受託者の行う業務につき、随時モニタリングを行う。なお、随時モニタリングについては、特に対象業務、モニタリング項目を定めない。

別紙2 委託費の構成及び支払スケジュール

1. 対価の構成

委託費	①維持管理業務、運転管理業務に係る対価 (固定費分)	1	人件費	人件費
		2	点検	法定点検費・保守点検費
		3	補修	補修費
		4	備品	予備品・消耗品・備品・重機費
		5	その他固定費	その他固定費 (受託者事務経費等)
	②維持管理業務、運転管理業務に係る対価 (変動費分)	6	副資材費等	副資材費、薬品費

委託費は、①固定費分と②変動費分の合計に消費税を加えたものとする。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{消費税})$$

固定費分及び変動費分の分類基準は、以下のとおりである。

- (委託費) (円) : 委託者から受託者に支払う
- (固定費) (円) : 処理対象物の処理量に関係なく支払う固定的な経費
- (変動費) (円) : 処理対象物の処理量に応じて支払う変動的な経費
- (変動費単価) (円/t) : 処理対象物の処理量 1t あたりの変動的な単価

固定費の金額は次のとおりとする。

1 事業年度あたり金●円

変動費の計算式は、以下のとおりとする。

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費単価}) \times (\text{処理対象物の処理量})$$

変動費単価は、以下のとおりとする。

$$(\text{変動費単価}) = \bullet (\text{円} / \text{t})$$

(2) 委託費の支払スケジュール

委託者は、委託費について、運営期間中の各事業年度につき 12 回(5 月～翌年 4 月)、全 60 回に分けて支払うものとする。各支払回における支払額は、各事業年度の固定費分を 12 で均等割した金額と、当該請求対象月の処理量に基づきかかった変動費分の実額(月額)を合算する。(固定費分については、各事業年度における第 1 回～第 11 回の支払請求額を同額とし、端数については第 12 回の支払請求分で調整する。)

### (3) 電気料金の支払い

電気料金の支払いは、委託者が一括して行うものとする。ただし、運転上のトラブル発生等によりデマンドオーバーとなった場合は、受託者の費用負担とする。

その他、電気使用量に影響を及ぼす原因(自然災害等)がある場合には、別途協議を行うものとする。

(※ デマンド：最大需要契約電力)

### (4) スラグの引き取り料金の支払い

スラグの引き取り料金の支払いは、実績量に応じて変動費から差し引いて支払うものとする。

引き取り単価は、以下のとおりとする。

なお、単価については、1 年に 1 回見直しを行うものとする。

$$\text{スラグ引き取り料金} = \bullet \text{ (円/スラグ t)}$$

### 別紙3 委託費の支払い手続

委託者は、委託費について、前月分を翌月に（令和5年5月を第1回とし、以降、令和10年4月まで）、受託者から月ごとに請求書の提出を受けて支払うこととする。具体的な手順は、以下のとおりとする。

① 委託者は、受託者が提出する月次報告書に基づき、毎月末締めで当該請求対象月の処理量を確認し、その結果を月次報告書の提出日の翌日から7日以内に受託者へ通知する。（なお、別紙[5]に示す減額措置がある場合は、この際に考慮して減額金額を計算する。）

② 受託者は、委託者による①の通知に対して異議がある場合は、通知を受領した日から7日以内に委託者に対して異議の申立てをするものとする。委託者は、受託者より申立てがなされた場合には、委託者と受託者で協議の上、処理量を決定するものとする。

③ 受託者は、委託者による①の通知に対して異議がない場合は委託者からの通知内容に基づいて、また、異議を申し立てた場合は②の協議にて決定された量に応じて、委託費の変動費分を算定し、固定費分と合わせた額を、速やかに委託者に対して請求書を提出する。

④ 委託者は、受託者からの請求書を受領してから30日以内に受託者に対して委託費の請求額相当を受託者が指定する金融機関の口座に入金する。

## 別紙4 委託費の改定

委託者及び受託者は、物価変動指標が、この契約を締結した時点の水準から、[3%]以上変動し、支払額が不相当と認めたときは、相手方に対して委託費の変更を申し出ることができる。

改定に用いる指標は、固定費及び変動費の構成内容ごとに設定するものとする。

### 1. 改定頻度

固定費は、原則として1年に1回の見直しを行うものとする。

変動費は、コークス、灯油は、原則として6ヶ月に1回の見直しを行い、その

他の用役費は、1年に1回精査し、状況に応じて見直しを行うものとする。

### 2. 固定費の改定

改定に用いる指標は表1のとおりとし、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に見直しを行うものとする。なお、初回の改定は令和6年4月1日に行う。

人件費は、「建築保全業務労務単価（福岡県）」の保全技師Ⅱ、保全技師補、保全技術員、保全技術員補の合計金額を指標とし、[3%]以上の変動があった場合には、その変動分を翌年度の固定費に反映させるものとする。

人件費以外は、表1の改定の対象ごとに基準日の直近12ヶ月間（公表されているもの）の平均指標（以下「直近指標」という。）と前回改定時の指標を比較し、[3%]以上の変動があった場合には、その変動分を翌年度の固定費に反映させるものとする。

なお、初回の改定においては、前回改定時の指標がないため、運営期間の前年度の12ヶ月間の平均指標を前回改定時の指標と見なすものとする。

〈計算式〉

改定後翌年度の固定費

$$= \text{前回改定時の固定費} \times (\text{直近指標} / \text{前回改定時の指標})$$

### 3. 変動費単価の改定

改定に用いる指標は表1のとおりとする。

コークス、灯油については、毎年度4月、10月の各1日（以下「基準日」という。）に見直しを行なうものとする。なお、初回改定は令和5年4月1日に行う。

コークスの改定の方法は、表1に示す財務省貿易統計及び近隣7施設の価格を用いて、以下の算定式より算定する。算定する単価は、初回改定時は令和5年10月から12月までのデータを用いて改定するものとする。それ以降、4月の見直しには7月から12月までの6ヶ月のデータ、10月見直しには1月から6月までのデータを用いるものとし、基準

日以降の6ヶ月間に運用されるものとする。

なお、近隣7施設は以下のとおりである。

宗像清掃工場、糸島クリーンセンター、飯塚クリーンセンター、新門司工場、サンポート、エコセンター番匠、佐野清掃センター

〈計算式〉（コークス）

改訂後6ヶ月間の変動費単価

$$= (\text{貿易統計金額(6ヶ月間平均)} + \text{近隣施設価格(6ヶ月間平均)}) \div 2 \\ + \text{運搬保管料}$$

(例) 4月の改定時には7月から12月のデータを用いて算定し、算定した単価は4月から9月の変動費単価として運用する。

灯油については、各年度9月、3月の「建設物価」に示される単価とする。

その他の用役費については、毎年度4月1日に見直しを行うものとし、表1に示す指標の直近指標と前回改定時の指標を比較し、[3%]以上の変動があった場合には、その変動分を翌年度の変動費単価に反映させるものとする。なお、初回の改定においては、前回改定時の指標がないため、運営期間の前年度の12ヶ月間の平均指標を前回改定時の指標と見なすものとする。

また、用役・副資材の個別単価の前提条件が大幅に変動した場合には、委託者、受託者双方誠意をもって協議を行うものとする。

〈計算式〉（その他）

改訂後翌年度の変動費単価

$$= \text{前回改定時の変動費単価} \times (\text{直近指標} / \text{前回改定時の指標})$$

表1 改定に用いる指標

構成	改定の対象	使用する指標
固定費	人件費	「建築保全業務労務単価（福岡県）」（国土交通省）の保全技師Ⅱ、保全技師補、保全技術員、保全技術員補の合計金額
	維持管理費 （点検、補修等）	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	その他の経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
変動費単価	コークス	「普通貿易統計／品別国別表（輸入）／コークス及び半成コークス」（財務省貿易統計）及び近隣施設価格
	灯油	各年度9月、3月の「建設物価」単価
	その他の用役費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」（日本銀行調査統計局）

#### 4. 変動費単価の原単位

委託者及び受託者は、業務報告又はモニタリングの結果、原単位（処理量1tあたりの使用量）が、この契約を締結した時点（改定があったときは直近の改定時点）の水準から、[3%]以上変動し、不相当と認めたときは、相手方に対して原単位の変更を申し出ることができる。

なお、原単位算出の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合は、委託者、受託者双方誠意をもって協議を行うものとする。

#### 5. 端数処理

固定費及び変動費単価への反映の際に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 別紙 5 要求水準未達に対する措置

委託者は、受託者による業務実施の内容又はその結果が要求水準未達に至ったと判断した場合、受託者に業務等の改善を行うよう是正勧告を行う。業務改善の猶予期間中には是正勧告の対象となる業務の改善が行われない場合には、以下の定めに従い、委託費を減額する。

### 1. 是正勧告、業務改善の手順

受託者は、以下の手順で業務の改善に努めるものとする。

- (1) 委託者は、要求水準未達の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 受託者は、要求水準未達に至った原因と責任の究明を行う。
- (3) 受託者は、委託者に業務改善計画の提案を説明し、委託者の確認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、業務改善作業を実施する。
- (5) 受託者は、業務改善作業を完了した場合、委託者に完了報告を説明し、委託者の確認を受けなければならない。改善が確認できないときは、上記(1)以降の手続を改善が確認できるまで繰り返す。

### 2. 本施設の運転停止

委託者は、必要と認めるときは、是正勧告に付随して、本施設の全部または改善対象の系列の炉の運転停止を指示することができる。

### 3. 委託費の減額

委託者は、是正勧告から、原則 60 日間の業務改善のための猶予期間を与えるものとする（ただし、是正勧告の内容により、委託者及び受託者は猶予期間の協議を行うことができる。）。委託者は、当該猶予期間中には是正勧告の対象となる業務の改善が行われない場合には、受託者に対し、業務の改善が確認されるまで、当該改善が完了するまでの各月の委託費の[5]％（減額の期間が 1 月に満たないときは日割り）を減額する。なお、業務改善の対象項目が複数あるときは、各項目につき 5％の減額とし、本施設の運転停止が指示されたときは、減額割合を 1 炉の停止につき 5％加算する

### 4. 減額の起算日

この契約に定めるモニタリングの結果、委託者が是正勧告を行った場合、当該事象に対して勧告を行った日を減額対象の起算日（同日含む。）とする。

## 別紙6 委託費の精算

委託者は、1年に1回、委託費の精査を行い、その結果、精算の必要があると認めた場合には、以下の定めに従い、この契約に関する委託費を精算する。

### 1. 精算の対象

精算の対象は、本事業に関する委託費の固定費分のうち、第[50]条の規定による業務報告の結果、又は第[23]条の規定によるモニタリングの結果、受託者が実施した業務について、要求水準書等及び事業実施計画書に規定された業務の中で、省略され、実際に実施されなかったと認められる部分に相当する対価である。ただし、当該業務を実施する計画があり、受託者が委託者に説明し、委託者が合意した場合にはこの限りではない。

### 2. 委託費の精算

以下の規定に基づき精算する。

$$\begin{aligned} \text{(精算額)} &= \text{(契約額)} - \text{(固定費のうち、要求水準書等及び事業実施計画書に規定された業務の中で、省略され、実際に実施されなかったと認められる部分に相当する対価)} \end{aligned}$$

## 別紙7 受託者が加入すべき保険

### ① 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- 保険内容 : 本施設の使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。
- 担保範囲 : 本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- 保険期間 : 運営開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。
- 保険契約者 : 受託者とする。
- 被保険者 : 委託者、受託者及び受託者のすべての下請負者を含むものとする。
- 保険金額 : 対人1億円/1名、10億円/1事故 以上、  
対物1億円/1事故 以上とする。

## 別紙8 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、この契約による事務（以下「当該事務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (使用者への周知)

第3 受託者は、役員及びその使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (収集の制限)

第4 受託者は、当該事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第5 受託者は、当該事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第6 受託者は、当該事務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、委託者の承諾がある場合を除き、第三者にその処理を再委託してはならない。再委託の場合は、第三者との契約において、当該第三者に、この個人情報取扱特記事項に規定された受託者と同様の義務を履行させなければならない。

### (目的外の使用等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該事務を処理するために、

委託者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該事務を処理するために委託者から提供され、又は自らが収集し、作成し、複写し若しくは複製した個人情報が記録された資料等は、速やかに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(罰則の適用)

第12 受託者は、福岡県個人情報保護条例（平成16年条例第57号）第8条の規定に違反して、当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用したときは、同条例第70条ないし第74条の規定によりその行為者が罰せられるほか、受託者においても罰金刑を科せられることがあることを確認する。

(注)

委託者は、個人情報取扱事務の委託の実態に即して、受託者に通知することにより、この個人情報取扱特記事項に適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略できる。